

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【公開番号】特開2018-120693(P2018-120693A)

【公開日】平成30年8月2日(2018.8.2)

【年通号数】公開・登録公報2018-029

【出願番号】特願2017-10061(P2017-10061)

【国際特許分類】

H 01 R 4/70 (2006.01)

H 01 R 4/18 (2006.01)

H 01 R 4/62 (2006.01)

H 01 R 43/048 (2006.01)

【F I】

H 01 R 4/70 K

H 01 R 4/18 A

H 01 R 4/62 A

H 01 R 43/048 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月17日(2019.5.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

(止水部40)

止水部40は、図6に示すように、合成樹脂からなる防食剤40Aを電線11や端子20に付着させた後、硬化させて形成することができる。防食剤40Aは、例えば、ウレタンUVアクリレート樹脂、オレフィン樹脂、ポリアミド樹脂、ポリエステル樹脂、アクリル樹脂、エポキシ樹脂、シリコーン樹脂、ウレタン樹脂、フェノール樹脂等を選択することができるが、紫外線(「光」の一例)の照射により硬化するウレタンUVアクリレート樹脂(「光硬化性樹脂」の一例)がより好ましい。また、熱によって硬化する樹脂としてもよい。紫外線を照射することで反応を開始する光開始剤や熱によって反応を開始する過酸化物を一つ、又は、複数種類添加してもよい。防食剤40Aの粘度は、種々の粘度とすることができるが、例えば、1000~10000mPa·sとすることができます。硬化後の止水部40は、一対のバレル片28が止水部40をかじめた際に止水部40に損傷が生じない程度に弾性変形可能とすれば好ましい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

本実施形態によれば、以下の作用、効果を奏する。

端子付き電線10は、導体部12と導体部12を包囲する絶縁被覆13とを有する電線11と、絶縁被覆13の外面に密着する止水部40と、導体部12を圧着する導体圧着部24と止水部40の外面側に密着して止水部40を保持する止水保持部27とを有する端子20と、を備える。

例えば比較例としての図10に示すように、導体圧着部24が導体部12を圧着し、端子TEのインシュレーションバレルIBが絶縁被覆13をかしめた状態とした後に防食剤を塗布して止水部ACを形成する構成では、インシュレーションバレルIBが絶縁被覆13に（止水部を介さず）直接接触するため、車両の振動や経年劣化等によりインシュレーションバレルIBと絶縁被覆13との間や底板部22と絶縁被覆13との間に隙間が生じやすい。電線11に付着した水がこの隙間を通って、電線11と端子TEとの接続部分に浸入すると、電食が発生することが懸念される。本実施形態によれば、電線11の絶縁被覆13と止水保持部27との間は止水部40により水が通る隙間Gが生じにくくなるため、電線11の導体部12と端子20とが接続された部分への水の浸入を抑制することができる。